

訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬の引上げの再改定を早急 に行うことを求める意見書

令和6年4月に実施された3年に一度の介護報酬の改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。国の改定理由は、厚生労働省が令和5年に公表した「介護事業経営実態調査」の結果、訪問介護の利益率は7.8%で、全サービス平均の2.4%を大きく上回っていることとしています。しかし、これは、移動時間が短くロスの少ない、すなわちヘルパーが効率的に訪問できるサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなどの都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているのであって、一軒の訪問に車で往復30分以上の時間を要する地方の事業所では、経費負担が多く利益率は低いのが実情です。

さらに、国は、処遇改善加算の一本化や拡充でホームヘルパーの賃上げを行い、介護職員の報酬を0.98%引き上げ、基本報酬引下げ分をカバーできるとしていますが、全国老人福祉施設協議会や全国老人保健施設協会など介護事業者の9団体が令和6年9月に発表した調査結果によれば、正社員として働く介護職員の賃上げ率2.52%、これは、令和6年度の春闘の平均賃上げ率（中小企業で4.45%）を大きく下回り、同1月から10月の物価上昇率3.0%にも追いつかない水準です。人手不足に加え、長引く物価高騰や移動にかかるガソリン価格高騰の影響も大きく、とりわけ小規模事業所の運営を圧迫しています。

これらの要因により、小規模の訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれが現実のものとなりつつあります。実際、東京商工リサーチの調査によれば、令和5年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新し、令和6年12月末時点で厚生労働省が公表した事業所ゼロの自治体は半年前から10町村増加し、107町村となっています。

訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には、地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態に陥りかねません。

よって、本市議会は、政府に対し、下記事項の速やかな実施を求めます。

記

- 1 訪問介護報酬の引下げの撤回と介護報酬引上げ再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月21日

名取市議会議長 長 南 良 彦

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財 務 大 臣 殿